

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

令和4年2月18日（金）

開 催 日 時 令和4年2月18日（金） 午後2時00分～午後3時53分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事
三井慎二郎 スポーツ振興担当課長
島田秀幸 文化スポーツ課長

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は青木委員及び私、古川

でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（10）、議案第43号から第45号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（事務局報告事項）

○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

（1）新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（1）新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

令和4年1月21日からの東京都における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用を踏まえ、市の対応を決定いたしました。

はじめに、市立小・中学校に関しましては、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに基づき、基本的な感染症対策の徹底を図りつつ、教育活動を継続いたします。

次に、公共施設に関することですが、公民館及び図書館は、通常どおり開館しております。ただし、公民館及び図書館集会室は、夜間の利用者に対し、午後9時までの利用について協力を依頼しております。

次に、事業に関することでございます。

学校施設の貸出及び開放については、遊び場開放を除き、全て中止しております。

ただし、今後の感染状況にもよりますが、まん延防止等重点措置期間であっても、再開を検討してまいります。

東京都におけるまん延防止等重点措置期間が3月6日まで延長されるなど、都内の感染拡大は極めて厳しい状況にあります。今後も感染防止対策を徹底し、学校における教育活動の継続及び市民の皆様の学びや活動の支援に努めてまいります。

本内容につきましては、小平市ホームページ等への掲載などにより周知をしております。

○古川教育長

次に、(2) 新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2) 新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。

資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和4年2月16日水曜日までに、庁舎に勤務する職員5名、図書館に勤務する職員1名、市立学校に勤務する教職員47名、市立学校に勤務する委託事業者従業員4名の感染が確認されました。

また、市立学校に在籍する児童・生徒についても、多数の感染が確認されました。

濃厚接触者については、保健所による調査や国の基準に基づく確認などを行い、適切に対応しており、学校では、状況に応じて学級閉鎖や学年閉鎖を行いつつ、感染防止対策を徹底した上で教育活動を継続しております。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員及び児童・生徒が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

都内における感染拡大は収束の目途が立たず、依然として極めて厳しい状況が続いております。事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(3) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(3) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年2月16日水曜日までの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で16校、延べ53学級、中学校で6校、延べ26学級でございます。

各学校には、情報を提供するとともに、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに定める感染症対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、(4) 小平市学習者用端末等貸与事業実施要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(4) 小平市学習者用端末等貸与事業実施要綱の制定についてを報告いたします。

資料№.3 をご覧ください。

G I G A スクール構想の実現に向けては、本年度から一人1台の学習者用端末の活用を始めており、令和4年度からは当該端末を持ち帰り、家庭での学習に活用することを予定しております。この取組を開始するにあたり、学習者用端末やモバイルルータの貸与に関して必要な事項を定めるものでございます。

詳細は、飯島学務課長から説明をさせます。

○飯島学務課長

それでは、説明させていただきます。

1の制定の理由でございますが、市立小・中学校では、G I G A スクール構想の実現に向けて、令和2年度に一人1台の学習者用端末などを整備し、令和3年度から活用を始めております。令和4年度からは、端末を持ち帰り、家庭における学習にも活用する予定でございます。本件は、学校及び家庭におけるオンライン学習を支援するために学習者用端末やモバイルルータの貸与に関して必要な事項を定めるものでございます。

2の主な内容でございますが、第2条及び第3条では、対象機器及び対象者を定めており、貸与対象者といたしましては、端末は全員に、モバイルルータについてはインターネットに接続する環境がないご家庭で希望する方に一人1台貸与いたします。

第5条からは、申込み、承認、また貸与期間などを定めております。

第9条では、費用について定めており、機器の貸与は無料としていますが、電気料金とインターネット通信料については保護者負担としております。また、第10条から第13条までは機器の取扱い等について定めております。

3の施行期日は令和4年4月1日としております。

今後、学校や保護者への周知、申込みなどを経て、事業を開始する予定でございます。

なお、資料にはございませんが、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急的に端末の貸出しを行うために制定いたしました小平市オンライン学習のための機器貸与事業実施要綱は、この新しい要綱を策定いたしますので、令和4年3月31日をもって廃止をする予定としております。

○古川教育長

次に、(5) 学校経営協議会を置くことについて、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(5) 学校経営協議会を置くことについてを報告いたします。

小平第十五小学校、上宿小学校の2校は、本年度4月から学校経営協議会の設置、いわゆるコミュニティ・スクールへの移行に向けて、地域と共にある学校づくりについて研究に取り組み、準備を進めてまいりました。

本件は、小平市学校運営協議会規則第3条第2項の規定により、小平第十五小学校、上宿小学校に学校経営協議会を置くことについて、報告をするものでございます。

設置日は、令和4年4月1日でございます。

はじめに、小平第十五小学校について説明をいたします。

資料No.4をご覧ください。

小平第十五小学校は、ここ数年で学区域内に住宅が増え始め、児童数が急増しておりますが、地域には農地もあり、昔からの伝統を守り続けている環境の中で、地域との交流を深めており、学校と力を合わせて共に子どもたちを温かく育成しようとする保護者や地域の方による様々な支援が今日まで続いております。また、令和元年度の開校50周年の際には、地域の方の協力をいただき、改めて地域の中の学校という意識を再確認できました。以上のように、地域の中で子どもを共に育成しようとする基盤は整っていると考えております。これからも、地域と課題を共有しながら、地域ぐるみで子どもを育て、より地域と連携していくことが必要であり、学校経営協議会を設置することで、学校教育の向上、地域力の向上にもつながるものと考えております。

具体的な取組といたしまして、「学校支援プロジェクト」では、地域と連携した教育活動の推進を行い、「健全育成プロジェクト」では、児童・地域の自助・共助力を高める教育活動等の推進を行う予定でございます。

次に、上宿小学校について説明をいたします。資料の4枚目をご覧ください。

上宿小学校は、PTAが十数年前から存在せず、保護者が一人一役を担当することで、児童の学校行事や生活をサポートしておりました。保護者同士のつながりが広がりにくい状況でしたが、令和元年度の開校40周年準備委員会の活動を機に、地域のネットワークが広がることになりました。地域との連携が重要となるコミュニティ・スクールによって、地域のネットワークを再び取り戻すことが可能となり、今後の学校経営や教育活動に生かすことができると考えております。これまで、コミュニティ・スクールの設置に向けて、熟議を重ねており、学力向上や健全育成を願う意見が多くありました。学校の教育活動との連携を無理なく継続できる体制や、教員の異動によらずに地域と連携した授業を展開できる体制などの構築が不可欠でございます。今後は、学校経営協議会内にプロジェクトチームを設置し、進めてまいります。

具体的な取組といたしましては、「広げよう。学びの輪。」として学力向上、「育てよう心の芽。」として健全育成、「みんなで協力。助け合おう。」として子どもたちの安全、の三つのプロ

ジェクトを設置し、活動していく予定でございます。

○古川教育長

では次に、(6) 学校経営協議会を再設置することについて、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(6) 学校経営協議会を再設置することについてを報告いたします。

本件は、小平市学校運営協議会規則第3条第2項の規定により小平第十三小学校、小平第二中学校に学校経営協議会を置くことについて、報告をするものでございます。設置日は、令和4年4月1日でございます。

なお、当該2校は、令和元年度に共同で学校経営協議会を設置しておりましたが、令和4年度4月から各校がそれぞれ学校経営協議会を設置することといたします。

はじめに、小平第十三小学校について説明をいたします。

資料No.5をご覧ください。

小平第十三小学校は、小平第二中学校と合同で一つの学校経営協議会を設置し、小学校6年間、中学校3年間の9年間のつながりを見通し、「自ら考え、主体的に行動できる人間性豊かな子」の育成を目指して、小学校・中学校の教職員により、学力向上の取組や、特別支援教育の充実、体力向上などの実践を行ってまいりました。小中連携の観点においては、2校が合同で取り組んできた成果が上がっております。

一方で、学校経営協議会の話題が、小中連携に終始してしまい、各校の学校経営や独自の教育活動に協議が及ぶことが少なかったことが問題点でございました。そのため、コミュニティ・スクールの在り方を再検討し、各校の学校経営を優先して教育活動を行った上で、他校との連携を図ることができるよう変更することが必要でございます。

1校ごとの学校経営協議会になって、各校の学校経営をより丁寧に行い、その上で中学校区の連携を図っていく方が効果的・効率的であり、中学校に進学する他の小学校も含めて連携型の中学校区の学校経営協議会を開催することで、より大きな規模の小中連携教育の充実が見込まれます。

具体的な取組といたしまして、コロナ禍において、地域や保護者とのつながりが薄くなったことから、学校経営協議会の協議や活動を通して、コロナ禍だからこそ、どのようにつながるのかを考え、子どもたちの健全育成につなげてまいります。

次に、小平第二中学校について説明をいたします。資料の4枚目をご覧ください。

小平第二中学校は、2校で一つの学校経営協議会を運営してきたことにより、部活動体験入学などの小中連携教育の一環で行う行事を実施し、中学校への進学を新たにすることにつながりました。また、小平第十三小学校と連携した授業参観制度により、保護者や協議会委員が両校の授業参観を可能にするなど、小・中学校9年間の教育に係る意識を高める方策を講じてきました。しかし、1校ごとの学校経営について深く協議を行うことが時間や機会の関係から難し

く、また委員の人数も2校で15名以内であり、組織としての膠着も見られました。そのため、小中連携教育はこれまでどおり推進しつつ、各学校単位の学校経営協議会の活動が保障されるよう、1校で一つの協議会を再設置することといたします。

具体的な取組といたしましては、部活動の地域移行の促進として令和5年度から実施される中学校部活動の地域移行について、学校経営協議会が中心となり、地域人材を発掘、調査を行い、近隣に在住の指導者の人材登録や部活動の地域ボランティアを募集するなど対応を図ります。また、地域のスポーツクラブ等において、週休日や放課後の活動に生徒が参加できるような取組の推進や、段階的に地域の豊富な人材を活用できる学校経営協議会が部活動の運営を行います。

○古川教育長

次に、(7) (仮称)小平市文化スポーツ推進計画策定の基本方針について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(7) (仮称)小平市文化スポーツ推進計画策定の基本方針についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

現在の「小平市の文化振興の基本方針(改定版)」及び「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」がいずれも令和4年度をもって終了することから、「小平市第4次長期総合計画」や現在策定中の「(仮称)第二次小平市教育振興基本計画」を踏まえつつ、両方針を一体化し、令和5年度から10年間を計画期間とする「(仮称)小平市文化スポーツ推進計画」を策定するため、その基本方針を定めるものでございます。

計画の策定にあたっては、有識者、文化芸術やスポーツに関係する各団体の代表者及び公募市民による検討委員会を設置して検討を行うほか、意識調査を行うとともに、計画の素案の段階において、パブリックコメントの実施により、市民の皆様のご意見をお聞きしながら、令和4年度中の策定を目指してまいります。

○古川教育長

次に、(8) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(8) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

1は、金1万円を匿名希望の方より、小・中学校におけるICT環境の整備への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場を借りてお礼を申し上げます。

○古川教育長

次に、(9)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(9)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

本日報告いたしますのは、4件でございます。うち新規申請は1件ございまして、受付番号45番、第13回小金井・国分寺・小平環境教育実践フォーラム『MINAMATAーミナマター』上映&アイリーン・美緒子・スミスさん講演会です。東京学芸大学環境教育研究センターが主催する事業であります。

市民を対象に、公害病を題材とする映画の上映や講演を通して、環境教育の推進を図るものでございます。

そのほかの3件は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

それでは、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等伺いたいと存じますが、項目が多いので、分けて伺いたいと存じます。まず、第1点目から第3点目の新型コロナウイルス感染症に係る項目について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

新型コロナウイルスと学校教育への対応について質問です。新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから3年になるところで、教育現場での感染拡大やクラスターと思われる事例も何件か出てきていると聞いています。その事例を教訓に学んだこと、感染を防止する具体的な取組、休校、学級閉鎖、学年閉鎖中の学習対応など、各校のノウハウは、十分に共有されているという認識でよろしいのでしょうか。

○古川教育長

ほかの学校に共有されていますかという質問でよろしいですか。

○中村教育施策推進担当課長

感染症の対応に関しまして、日々の教育活動の中で、様々な報告を受けています。学習活動の内容について確認しておりますが、どの学校も感染症対策をしっかり講じた上で、教育活動を進めております。校長、副校長の連絡会でガイドラインに基づいた対策をしっかり講じた上で、教

育活動を進めることの大切さについて、繰り返し周知をしております。

また、やむを得ず学級閉鎖や自宅待機となった子どもへの学習保障について、各学校での取組例を情報提供しております。

○山口委員

各学校で感染拡大防止の取組をしていただいていることと、定期的に教育委員会からご指導いただけていることはよく分かりました。

具体的な事例について、例えば、クラスターが発生してしまった学校があった場合、そこから学んだ教訓のようなものがその都度しっかり共有されていたのかお聞かせください。

○中村教育施策推進担当課長

学級、学年で大きく感染が広がったという事例もございます。限られた空間の中で大人数が交流した結果、感染が広がったということでしたので、密を避けながら学習活動を行うことの大切さについて、改めて周知をしているところでございます。

○山口委員

具体的な事例について共有がなされているのかどうか教えてください。

○古川教育長

もう少し具体的な事例で、こういう取組が広がったなどの説明がありますか。

○豊田指導主事

連日報告をいただく中で聞き取りをしながら、注意喚起を行っております。しかしながら、教育活動において、何が濃厚接触にあたるような状況かというのが確認できておりませんので、あくまで換気の徹底と手指消毒、身体的な距離の確保というところでお伝えしています。

○川上教育部長

相当数の感染者が発生した事案は、全て体育館で起こっています。体育館を使用した人数に対して、それに応じた換気が十分できていなかったと考えられます。窓は2方向開けていますが、中に滞留してしまった空気を外に出すことや、活動内にインターバルを設けるといったことが十分にできていなかったり、身体的な接触が伴うような活動により感染が生じました。換気を徹底していかないと、このウイルスに対応することが難しいということが分かってきております。当該校にとどまらず情報共有して、できる限りの対策を取っていくことが大切ですので、各担当から学校に伝えて取り組んでいます。

○山口委員

換気の徹底やマスクの着用は基本にご指導いただいていることですが、クラスターが発生してしまったのは、換気を徹底していても、マスクを着けていても起こってしまったことです。どうしてその学校で起こったのか。その後、保護者対応はどうしたのか。学年閉鎖時の学習の保障はどうしたのか。そういったことを各学校でぜひ共有していただきたいと思います。

これから学年末ですので、学年レクなど大きな単位で動く機会も増えてくると思います。また、締めくくりの時期ですから、部活動の送別会や引退試合を考えているところもあると思います。換気の徹底などの一般的な注意事項だけではなく、ぜひ具体的な事例を可能な限り学校間でシェアしていただいて、感染拡大を抑えて新年度を迎えられるように工夫して指導していただければと思います。

○国富教育指導担当部長

保健所からクラスター認定された事例はございませんので、クラスターということは私どもで認知しておりません。

また、お話しいただきましたことは本当にごもっともでございまして、川上部長が申し上げたように、場所や、どういう形態で感染が発生しやすいかという事例はかなりの程度、特に第5波、そして今の第6波で分かってまいりました。第6波では校内で感染者が出ているという状況がうかがえるのですが、それまでは単発のもので、家庭内感染が多いということでした。今は、どこからどういうふうに感染しているのか分からない状況が含まれています。その中で、身体接触を伴うようなこと、あるいは、場所として換気が十分に行えないところは、危険性が高いということは分かってまいりましたので、随時、特に校長先生方とは、ここでこういうことが起きたので、この活動はやめましょうということを当日のうちに連絡しあって、共有しております。

○古川教育長

学級閉鎖等の後の措置や対応については共有されているのでしょうか。

○松田指導主事

学級閉鎖期間中の学習保障につきましては、学習者用端末の臨時的な持ち帰りについて、各校に9月に一度、通知させていただいております。第6波に伴いまして、改めて各学校に通知しています。

○国富教育指導担当部長

第6波の中で、学校における感染対応の困難さが生じております。教職員は、朝出勤しますと出欠についてのメール連絡等をまず確認いたします。通常の欠席であるのか、コロナの欠席であるのか。コロナの欠席であれば、その状況について管理職に報告をし、また、これまでの活動等について確認をしていく。あるいは、学級閉鎖等の状況が生じる可能性がありますので、その対

応を図っていく。そうしている間に子どもたちが登校します。教材の準備もままならない状況があったり、場合によっては、体調が思わしくなくて休んでいる教職員の補強体制として、授業の準備なども行わなければいけません。そういう慌ただしい状況の中で、緊急的に学級閉鎖になった場合の対応を図っているところでございます。インフルエンザであれば、学校内で午前中のうちにどういう状況かを確認して、子どもたちに体温を測らせて、午前10時から11時頃に学級閉鎖の判断をし、対応を図っていくところでございますが、コロナは、なかなかそこが難しい状況でございます。

そういったことを行いながら、学校においては、当日持ち帰りをさせたり、保護者の方をお願いをして持ち帰らせたりしています。教職員の体制が十分にとれない場合には、後日対応になる場合もございます。やはり、第6波の逼迫した状況というのは、非常に厳しいものがあります。したがって、学校として統一的な行い方をしたいのですけれども、できない状況もあると現在認識しております。

○青木委員

コロナ対応ということで、たくさんの学校やクラスで学級閉鎖が行われていますが、学級閉鎖をしたことの効果を教えてください。学級閉鎖をした後に、同じクラスでまた感染が広がっているのかどうか分からないので、伺いたいと思います。

○飯島学務課長

学級閉鎖や学年閉鎖をしておりますけれども、その後、同じ学級の中で閉鎖期間中に陽性者が出てくることはあります。閉鎖をしておりますので、それ以上の広がりはなく、再開後、感染が広がった事例は1件もございません。感染拡大の予防として閉鎖をしたことの効果はあったものと考えております。

○青木委員

ありがとうございました。状況が分かりました。

○丸山委員

感染症に係る市の対応について、公共施設の公民館、図書館集会では、利用者の方に9時までとするように協力を依頼するとありますが、もう少しやろうとしていたのに使えなくなり、活動自体をやめてしまうような状況はあるのでしょうか。

○季高中央公民館長

9時までになったからという理由なのか、コロナの感染が拡大しているからお休みにされたのか、そこは判断できないところでございます。ただ、ご利用いただく際に、「9時までのご利用でよろしいでしょうか」とお話をさせていただきますと、皆さんにご了解いただけていますので、

利用者の判断でそのように利用いただいていると考えております。特段、9時になったからという事で利用をおやめになったということは聞いておりません。

○丸山委員

感染症対策等もしっかり行った上で、活動をしていらっしゃると思います。部屋が使えず生涯学習活動ができないのでは、それこそ高齢者にとっては、生きがいがなくなったり、距離的な孤立、精神的な孤立にもなったりしますので、ぜひ積極的に公民館での活動を皆さんにしていきたいと思っています。

○三町教育長職務代理者

本当に今、学校が大変だということは、今のお話からも十分理解できると思います。とりわけ、コロナの感染者の低年齢化が著しく、しかもワクチン接種を受けていない年代ということで、見通しはどうか心配です。東京都の感染報告を聞いていても、少し減ってきたという話ですが、毎日万単位で出ています。実際に下校の様子を見てみると、50センチ未満の距離で、マスクはしているけれどずれたまま話しながら帰っています。緊張感を持ってというのは、無理だろうと思いますので、具体的な手立てを国や都に出してもらいながら取り組まなければ、自然に減るのを学級閉鎖などをしてただひたすら待っているだけになります。

そこで、今一番気になっているのは、先ほど感染経路が分からないと言われましたが、これだけどんどん増えてきて、どれくらいの子が家庭内感染をして発症しているのか。あるいは、子ども本人の行動の中のどこかで感染しているのか。そういう割合が見えてくると、少し方向性も考えられると思います。そういう分析はどうなっているのか、分かる範囲で教えてください。

○国富教育指導担当部長

これまでの状況や量であれば、そのあたりができていたのですが、率直に申し上げまして、できない状況まで逼迫しております。現在、保健所が逼迫しているために、学校や設置者、あるいは教育委員会が現状確認を行うよう求められています。私どもで行っておりますが、学校も事務局も、日常業務も非常に厳しい状況があります。感覚としか申し上げられませんが、家庭内で感染したという数が今までほとんどだったものが、そこが分からなくなっています。濃厚接触者や両親のどちらかが濃厚接触者になり、そのあと何日かたってから陽性になって、子どもが陽性になっているケースも伺います。

○三町教育長職務代理者

分かりました。そういう状況だと思いますので、自己防衛を徹底させていくしかないですね。仕事をしている方は覚悟を決めて、仕事に行っている状態ですが、本来なら行きたくないのが本音だと思います。ですから、自己防衛だと子どもたちにも伝えなければいけないし、親御さんにもそう話をして、取りあえず収まるのを待つ。検査体制や、何かあったときすぐに病院で診ても

らえる体制が早くできるのを願っています。第何波ということで、何回も同じようなことを繰り返していると思います。まだしばらくは大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。

○古川教育長

では、コロナの件はここで終わりにして、続いて、学習者用端末貸与並びに学校経営協議会を置くこと、再設置のところで何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

資料No.3の学習者用端末について質問です。貸し出しをするモバイルルータの実物を見ていませんので、形状や通信料が発生した場合の各家庭での負担の仕組みなど、ルータの詳しい説明を聞かせてください。

また、要綱第8条で貸与する期間がありますが、この期間の考え方として、入学から卒業までと考えるのか、自宅学習が必要な休校などの期間だけという考え方なのかを教えてください。

○飯島学務課長

モバイルルータでございますが、10センチ弱くらいのもので、携帯電話より一回り小さく、手のひらに載るくらいの大きさです。それだけでは通信できないので、携帯電話会社や通信会社と保護者が契約をしていただき、小さなSIMカードを受け取っていただきます。それには通信会社に支払う月額使用料がかかります。そのSIMカードを貸与しているモバイルルータに入れることによって、インターネットにつなげることができます。モバイルルータは、小さく持ち運びができますので、学校から家に持って帰って家のどこかに置いておいていただければ、持ち帰った端末を通じてインターネット通信ができるものになっています。

2点目の期間でございますが、基本的に卒業までの間と考えております。先ほど申し上げましたように、貸与した後に、ご家庭でSIMカードを使うための契約等をしていただく必要がありますので、休校期間だけでは契約と解約を何度もしなければなりません。そのため、貸し出しをした後は卒業や転校するまでの期間は貸し出しを続けるということを考えております。

○丸山委員

今のところですが、実際に需要はどれくらいあるのでしょうか。

○飯島学務課長

今年度にアンケートを1回とっております。約1万4,000人の児童・生徒のうち300人程度が家庭にインターネット環境がないというご回答をいただいております。また、回答いただけなかった方もいらっしゃいますので、その方のインターネット環境の有無は、分かりません。

○丸山委員

需要に対してきちんと供給できるように支援するということでよろしいですか。

○飯島学務課長

本年度に補正予算を組みまして、モバイルルータ800台を購入しております。先ほどのインターネット環境がないというご回答の方、また、不明の方、さらには壊れてしまうこともありますので、そういったことに対しても十分措置できるものと考えております。

○三町教育長職務代理者

学習者用端末等の貸出と学校経営協議会に関することです。貸出に関しては、できるだけ早くと願っていましたので、今は臨時的な形で行っていますが、4月からきちんと整備されたということで、大変喜ばしいことだと思います。

これは要望ですが、この実施要綱には、保護者の責任などが明確に書かれていますが、保護者はなかなか読みませんし、ただ貸与されたという程度の認識だと思います。ぜひ、申し込みと同時に説明書もつけるなどして、借りるのは保護者であり、その管理は保護者が責任を取るということを明確に分かるようにして、貸し出していただきたいと思います。最近は感覚的に行政からは何でももらえると捉えるような風潮も感じられますので、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

2点目の学校経営協議会に関わってですが、進めていく姿勢は大変ありがたいと思います。新規については、具体的にどうしていこうかということがある程度見えていると思います。理由を読ませていただいて、情緒的な表現が少し強いところや、感じるや感じているという表現があるので、文章上は少し気になりますが、特に上宿小学校の場合、親の組織があるとはいえ、PTAがないということは、新たな一つの形をつくることができるということで期待したいと思っています。

一方で、小平第十三小学校は、小中で分かれて再設置するというところについては、非常に詳しく書かれていますが、具体的に十三小でどんなことをやるかが、大変抽象的です。共同設置して取り組んでいる学校である以上は、もう少し何か具体的なものがあるのではないかと思います。事務局でその方向性がはっきり見えるように聴取していただいて、認めていただきたいと思います。

次に、小平第二中学校ですが、こちらは逆に令和5年度からの具体的な方向性をはっきり出してきています。市内の保護者の部活動に関する理解というのは幅広いものがあります。働き方改革のための部活動改革ということで、スポーツクラブやこういう形の協議会、総合型地域スポーツクラブなどがありますが、これを本当に学校だけで進めていって、保護者の理解を得ながら進められるのか非常に不安です。国はまだ検討している段階です。令和5年以降、休日の部活動を地域に移行させようとか、教員も兼職兼業で関わっていけるようにしようといった議論を国はしています。私の調べる範囲で、区も認めるようなレベルの話は、東京都から一切聞いていません。

そういう進捗と同時に、市教委として、部活動の地域移行に関してどうサポートしていくのかも必要になってくると思います。部活動指導員も国が予算をつけて学校に配置しているようなものです。それだけで本当に地域でその人を中心にして行う体制がとれるのかどうか。令和5年度に向けて頑張りたいということでしたが、ものすごく慎重に受け止めてあげないといけないと思います。私は1部活でもいいと思いますし、地域で支えながら部活動として運営できることを望んでいるので、ぜひ成功してほしいのです。学校がやりたくないから地域に移行しているといった誤解をされないように進めていただきたいので、ぜひこれから国や都の動きと、市教委レベルでどうサポートできるかも含めて検討していただきたいと思います。

○飯島学務課長

端末の貸出の関係でございます。保護者の皆様には、持ち帰り時の故障や紛失に関する対応につきまして、フローチャートなどもつけた通知を、学校を通じて行う予定でございます。文章は、教育委員会事務局で作成し、全校同じものを配布できるようにします。

また、保護者の方々は、先ほどのモバイルルータもそうですが、設定方法が分からないことがあろうかと思しますので、持ち帰ったときに、ご自宅の無線LANとの設定方法、また貸出しをしたモバイルルータとの設定方法なども図や写真入りのマニュアルを作ってお配りしたいと考えております。

○吉田指導課長補佐

再設置にあたっての小平第十三小学校と小平第二中学校でございます。小平第十三小学校は、申請書に書いておりますが、やはり、コロナ禍において会議を開催するのは難しい状況であったこと、それまで小中連携を中心に学校経営協議会が行われていたことなどから、なかなか個別具体的なところまでは書き切れておりません。しかし、ここで各学校単独で設置することになりますので、さらに地域とのつながりを深めて進めていくものと受け止めております。

次に、小平第二中学校についてでございます。部活動について、今回申請書に書いておりますが、国は、働き方改革など含めて地域移行の検討を始めておりますので、学校経営協議会を中心に地域の人材発掘などを行いながら、こういった形でできるのかというのを学校とともに教育委員会も検討を進めてまいりたいと考えております。

○古川教育長

では、続いて文化スポーツ推進計画策定、寄附の受領、教育委員会後援名義について、何かご質問やご意見ございますか。

○丸山委員

文化スポーツ推進計画策定基本方針について質問ですが、文化振興とスポーツ振興の二つを合わせるということで、これまで文化振興については5、6年のスパンでやっていたものを今回1

0年とする意味をお聞きします。また、必要に応じて見直していくと書いてありますが、ローリング方式や毎年行うなど、どういう見直しをしていくのでしょうか。

また、検討委員会について、これまでは文化振興とスポーツ振興のそれぞれに、基本方針を作成するときの委員の方々がいましたが、今回まとめるということで、人数も多くなるのか、お聞きします。

○島田文化スポーツ課長

今回、文化とスポーツを合わせて計画するというので、市の計画はおおむね10年を区切りに行っていることを参考にしながら、必要な見直しについては、5年を目安に行っていくことを想定しております。

また、検討委員会ですが、今回、文化とスポーツを合わせるため、検討委員会の構成につきましては、全体で17人以内を想定しており、そのうち7人が公募市民になります。

○丸山委員

文化振興もスポーツ振興もそれぞれかなりのボリュームがあり、さらに、17人の委員ということで、まとめていくのは大変だと思います。

○三町教育長職務代理者

私も同じところで質問ですが、国の区切りで大体5年、あるいはもう少し長かったりしますが、国はスポーツに関しては令和4年度から、文化は5年度から新たにスタートします。今回の計画は、コロナ禍で、これまでの国の動きを見ながら、1年ずらした令和5年度であると受け止めていいのかということが一点。

次に、大体国も5年ぐらいのスパンで変えていくということで、今の話にあった10年間とするが5年ぐらいで見直すという考えなのか。また、文化庁とスポーツ庁に分かれているように、やはり質が全然違います。この審議会で文化部会やスポーツ部会を設置するなど、進めていく上での会議運営の方向性をもう少し聞かせてください。

○島田文化スポーツ課長

ただいまご披瀝がありましたとおり、国はスポーツについては令和3年度まで、文化については今の基本計画の評価をしております。現在、それぞれ見直しが行われている情報が来ております。(仮称)小平市文化スポーツ推進計画の策定におきましては、そのあたりの進捗状況や動向をうかがいながら令和4年度中に作業を進めていくことになってまいります。

また、文化とスポーツでは性質の違う部分もございますので、今回、文化部会とスポーツ部会に分かれての会議と全体会議という形で併せて検討を進めていく予定でございます。

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

職員退席のため、暫時休憩いたします。

－暫時休憩－

(協議事項)

○古川教育長

では、会議を再開いたします。

次に、協議事項を行います。

(1) 令和3年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

協議事項(1) 令和3年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.10をご覧ください。

小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、教育委員会として表彰を行うにあたり、小平市教育委員会表彰等に関する規程に該当する6名について、ご協議をいただきたいと存じます。

なお、前回ご協議いただいたものを含めると、対象者は41名、4団体となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、被表彰候補者一覧は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、被表彰候補者一覧につきましてのご質問、ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

以上で、協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第40号、令和3年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第40号、令和3年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会3月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入については、ございません。

歳出につきましては、教育総務費で1,170万円の減、社会教育費で4,107万9,000円の減、合計して教育委員会が所管する教育費で、5,277万9,000円を減額いたします。

年度末の歳出事業費確定の時期となりますことから、教育総務費につきまして、不要となる人件費を減額いたします。

社会教育費の社会教育総務費及び図書館費について、不要となる人件費を減額いたします。

また、公民館費について、不要となる人件費の減額及び新型コロナウイルス感染症対策としての事業縮小等により不要となった額を減額いたします。

○古川教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第40号、令和3年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに

ご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第41号、小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第41号、小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組についてを説明いたします。

本案は、小平市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、来年度の基本的な方向及び主な取組を定めるものでございます。

計画の最終年度となります、令和4年度の主な取組といたしましては、新規事業が10事業、拡充事業が4事業、継続事業が41事業、合計55事業でございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明をさせます。

○市川教育総務課長

議案第41号、小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組についてを説明いたします。

なお、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局にて実施しておりますので、これらの事業については、事業名の後に市長部局と記載しております。

それでは、お手元の議案に沿って内容をご説明いたします。

1ページには、計画に掲げた「めざす人間像」と「計画の基本理念」、3つの「教育の目標」、2つの「施策展開の視点」、さらに、本計画と併せて推進する個別計画と「こだいらの小・中連携教育」の視点について示しております。

2ページ及び3ページには、計画の体系図を示しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

3つの「教育の目標」を達成するための15の基本的施策について、新規、拡充、継続を含め、来年度の基本的な方向に沿う主な取組として、55事業を掲げております。このうち、特徴的なものを中心にご説明いたします。

1、確かな学力の向上につきましては、新学習指導要領に基づく主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やGIGAスクール構想実現に向け整備した学習者用端末を積極的に活用した情報教育の推進が求められております。

主な取組として、指導者用デジタル教科書の導入や学習者用端末による家庭学習のためのオン

ライン学習通信費支援により、ICTを活用した教育活動の推進及び家庭でのオンライン学習の推進を図ります。

5ページをご覧ください。

2、健やかな体の育成につきましては、令和3年度の体力テストの結果から、全身持久力や敏捷性など、体力の低下が課題となっております。各校におけるこれまでの取組を継続しつつ、学校と協力し、子どもたちの体力向上に向けた取組を推進してまいります。

6ページをご覧ください。

3、豊かな心の育成については、特別支援教育の充実を図ることが課題でございます。新たに自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた検討に取り組み、一人一人の特性に応じた学びの場の提供について検討を進めております。

9ページをご覧ください。

6、教員の資質向上につきましては、教員の服務事故の根絶を図ること、働き方改革推進による学校教育の質の維持向上等が大きな課題でございます。

主な取組として、学校における働き方改革での副校長補佐の配置拡充及び小学校における特別非常勤講師の任用などによる教育活動の充実に取り組みでまいります。

10ページをご覧ください。

7、学校の経営力向上につきましては、家庭、地域からの支援を受け、質の高い学校経営を実践していくことが課題となっております。

主な取組として、コミュニティ・スクールの推進に取り組みでまいります。

12ページをご覧ください。

10、教育環境の整備につきましては、現在のニーズに加え、将来の需要をも見据えた計画的な改修等が重要となります。

主な取組として、学校大規模改造工事を行うほか、学校体育館冷暖房設備設置工事により、学校体育館の教育環境の向上を図ります。

13ページをご覧ください。

11、生涯学習の推進につきましては、生涯学習の中核施設である公民館の機能充実を図り、多様な市民の学びを保障するため、公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築に取り組み、市民の学びの推進や地域の担い手の育成を図ります。

14ページをご覧ください。

12、図書館の充実につきましては、歴史公文書を将来にわたって確実に保存するとともに、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用できるよう整備を進めてまいります。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第41号、小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第42号、令和4年度教育予算の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第42号、令和4年度教育予算の申出についてを説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するにあたり、教育予算について市長に申し出るものでございます。

8ページをご覧ください。

教育委員会で所管いたします10款教育費につきましては、前年度予算比41.1%増の、78億9,204万4,000円でございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

令和4年度教育予算の申出について、ご説明申し上げます。

はじめに、令和4年度一般会計予算の全般的な特徴につきまして、説明申し上げます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の先行きがいまだ見通せない中、市が目指す将来像「つながり 共に創るまち こだいら」の実現に向けて、必要な施策・事業に、限られた財源を効率的に配分した予算編成となっております。

教育委員会が所管する事務の令和4年度予算としては、主な事業として、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備、学校体育館冷暖房設備設置、学校給食センターの更新などに取り組みます。

それでは、議案資料に沿って令和4年度予算について概要を説明申し上げます。

はじめに、歳入につきまして、500万以上の特に大きなものをご説明いたします。

2ページ下段をご覧ください。

16款、国庫支出金として、次の3ページ、防災機能強化事業、中段の、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、公立学校施設整備事業補助金（学校給食センター）となっております。

次に、17款、都支出金では、下から6つ目、学校マネジメント強化事業（副校長補佐）補助金、2つ下、スクールサポートスタッフ事業補助金、続いて4ページ上から6つ目の東京都放課後子供教室推進事業費補助金、その下の東京都地域学校協働活動推進事業費補助金などが主なものとなっております。

次に、5ページをご覧ください。

23款、市債では、6ページの小平第三小学校、小平第五小学校、小平第八小学校の大規模改造工事、小学校・中学校の体育館冷暖房設備設置工事設計及び工事、学校給食センター更新事業などが主なものとなっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

令和4年度当初予算につきましては、一般会計全体の予算が774億4,400万円で、教育委員会が所管する教育費の総額は、78億9,204万4,000円でございます。一般会計全体の10.2%を占めております。

教育委員会が所管する教育費の歳出予算につきましては、前年度の骨格予算及び追加分を合わせた、55億9,168万9,000円に比べ、23億35万5,000円、41.1%の増となっております。

9ページからは教育部の各課分について、事業別にお示ししております。

11ページ下段から12ページにございます文化スポーツ課でございますが、学校施設のスポーツ開放に関すること、また、文化財に関することは、市長部局が補助執行しておりますが、引き続き、教育委員会が所管する事務となりますことから、ここに含めて掲載しております。

令和4年度の教育委員会の主な事業につきましては、先ほどの議案第41号、小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組でお示ししたとおりでございますので、改めての説明は、省略させていただきます。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第42号、令和4年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時45分まで休憩いたします。

午後3時25分 休憩